

R2(2020).8.31

第2回策定部会

# 資料

- 1 大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 専門部会の運営について

大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月23日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 大分市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に当たり、広く市民の意見を聴くため、大分市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の把握に関すること。
- (3) 計画の推進の方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、5年以内であって市長が別に定める期間を1期間とする。

- 2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項の調査研究を行うため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、部会員15人以内をもって組織する。

3 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員のうちから委員長が指名する者

(2) 第3条第2項各号に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する者

4 前項第2号の規定により参画依頼し、又は任命された部会員の当該参画依頼又は任命の期間は、1年以内であって市長が別に定める期間を1期間とする。

(報償金等)

第8条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）及び部会員（同号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 専門部会の運営について

### (趣旨)

大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の第7条に規定する専門部会（以下「部会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (部会及び所掌事項)

設置する部会と所掌事項は次のとおりとする。

#### ○大分市成年後見制度利用促進基本計画策定部会

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に関すること

#### ○大分市再犯防止推進計画策定部会

再犯の防止等の推進に関する法律第8条に関すること

### (部会長及び副部会長)

○部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

○部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

○副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

○部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

○会議は、部会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

○会議の議事は、出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

部会の庶務は、次のとおりとする。

#### ○大分市成年後見制度利用促進基本計画策定部会

長寿福祉課、障害福祉課

#### ○大分市再犯防止推進計画策定部会

福祉保健課

### (雑則)

ここに定めるほか、必要な事項は、部会長が定める。

以上、要綱第10条により定めるものとする。

令和2年3月24日

大分市地域福祉計画策定委員会 委員長

阿部誠

